

即ち所定の勤務時間は九時間なのであるがそれ以外に所謂時間外勤務と称し  
 最も苛酷なる労働を強いられた、ある、然し本給りあまりに微劣なるが為日絶大なる苦  
 痛を忍ぶるから種々な人して是れに厭さうと得ない悲慘な境地に置かれてゐるの  
 あり

更に特記したい事は二昼夜乃至三昼夜の連続勤務を為す此は最小限度の生活  
 から益を得ることである日勤——宿直——早出勤——日勤——夜業(電氣局特殊  
 後十時より翌午前八時迄最も苛酷なる深夜作業) 斯う如き過當なる労働  
 には恐らく何処を採らても多量得てあらう。然れども一に他人間を以て一極  
 限に達する限り久る極端な労働に堪へ得らぬを前提に雇賃のあまり之を以て  
 求めざるは斯くて不合理に非ずと信する

是れ工人道上の善地と云ふは能く増進と云ふ意味に於て是れを以て是れを以て  
 此人等が是れに改められた後より次第である。

第三表(改善案)

勤務種別	時	間	支給金額	月	額	摘	要
所定勤務	九時間		一、八五	五八五〇		従来、本給ヲ	
夜宿直	一、五時間					三割増シトシ	
勤居(殊)	自十時前八時 至十時前八時		二、五八	二、五八		テ	従来宿直一時間ニ付八割増シトシ 一時間より四時間至十時前八時迄 は時間二割三割増シトシ 給付金額又二割三割増シトシ 三割五割増シトシ 三割増シトシ
合計					六、〇八		

備考  
 所定勤務と日勤夜勤と二種類となしは勤時間外勤務に全然関係なく現在給  
 増とし夜勤日一出張に二〇人の割合を以て宿直(早出勤)強要等の仕事に当り  
 人員に對し均等に割當の方法に依るものとす 特例(純徹夜業)の場合に於ては  
 現在の五割増と十割増とせられたし